４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。	［新設］
５　［略］	３　［同左］
第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	**第六号様式別表五の五**（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙三十九　挿入］	［様式　別紙三十六　挿入］
第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	**第六号様式別表五の五**（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第６号様式別表５の５記載要領	第６号様式別表５の５記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。	１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２　略］	［２　同左］
３　「法第72条の２第１項（第１号・第３号）に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。	［新設］
４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。	［新設］
５　［略］	３　［同左］
第六号様式別表五の六の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）	**第六号様式別表五の六の二**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　別紙四十一　挿入］	［様式　別紙四十　挿入］
第６号様式別表５の６の２記載要領	第６号様式別表５の６の２記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。	１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
２　「法第72条の２第１項（第１号・第３号）に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。	［新設］
３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額からの控除額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。	［新設］
４　「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。	２　［同左］
⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の４の２第６項第２号イに規定する前一年事業年度等	⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号